

委託業務処理要領

1 業務概要

(1) 契約名

令和4年度(2022年度)道民意識調査業務

(2) 本調査の目的

道民の意向を道政に反映させる道民参加型の行政（広聴）手法として、道政上の諸課題や重要施策に関する意識調査を実施し、道民の道政に対する意向や意識の的確な把握に努めるとともに、調査結果を政策形成に反映させる。

2 委託業務項目

(1) 調査対象者の抽出業務

(2) 調査票等の作成、印刷、発送業務

(3) 調査票の回収・確認業務

(4) 調査結果の集計・解析業務

(5) 調査報告書作成業務

(6) 回収済み調査票及び抽出名簿等の廃棄業務

3 各委託業務内容

(1) 調査対象者の抽出業務

ア 対象地域： 北海道全域

イ 調査対象： 道内に居住する満18歳以上の個人

ウ 標本数： 1,500

エ 地点数： 150地点

オ 抽出方法： 層化二段無作為抽出法（抽出原簿：住民基本台帳）

(2) 調査票等の作成、印刷、発送業務

ア 調査票等の内訳

(ア) 挨拶文

A4版 1枚

「挨拶文」は「北海道知事名」で作成すること。

文面については、別途指示する。

(イ) 調査票

A4版冊子（20頁程度（A3、2つ折り、中とじ））

表紙に調査票番号を振ること。

設問については、別途指示する。

(ウ) 調査票回収用封筒

長形3号／緑色

封筒は、受託者が準備し、返信宛先は受託者とする。

なお、回収方法等については、「(3) 調査票の回収・確認業務」も参照のこと。

(エ) お礼状兼督促状（はがき）

「お礼状兼督促状」は「北海道総合政策部知事室広報広聴課長名」で作成すること。
文面については、別途指示する。

イ 印刷について

挨拶文、調査票、お礼状兼督促状は、内容の承認を受けた後に印刷すること。

ウ 発送について

(ア) 調査対象者全員に、「挨拶文」「調査票」「調査票回収用封筒」を同封し発送すること。

(イ) 調査票等の発送に必要な封筒（角形2号）は、北海道が提供するが、受託者において、封筒に「道民意識調査在中」と記載すること。

(ウ) 調査票等の発送は、メール便の利用を可能とする。ただし、調査対象者が転居した場合に転居先に送達が可能なものとする。

(エ) 「お礼状兼督促状」は、「調査票」回収期限前に、調査対象者全員に送付すること。

(3) 調査票の回収・確認業務

ア 「調査票」の回収は、日本郵便株式会社の料金受取人払制度を利用し、当制度の申請は受託者が実施すること。

なお、本調査は、別に北海道が用意するサイトから回答することも可能としており、このサイトで収集した回答については、回答期限後、北海道から受託者にデータを引き渡すこととする。

イ 回収した調査票、データについて、集計上不備がないか確認し、必要に応じて北海道に報告、指示を受けること。

(4) 調査票の集計・解析

「調査票」の集計・解析は、設問項目ごとに実施すること。

ア 単純集計（有効回答数、有効回答数全体に占める割合）

イ クロス集計

ウ グラフ化（各設問毎に最適なグラフを用いること）

エ 設問毎の解説は、全体、圏域別、人口規模別、性別、年代別、職種別、居住年数別とする。

詳細については、別途指示する。

(5) 調査報告書作成業務（成果品）

調査結果に関する報告書Ⅰ部及び調査結果データを保存したDVD-RⅠ枚を成果品として「調査業務完了報告書」（別紙Ⅰ）を添えて北海道に提出すること。

（調査結果データ内訳）

ア 単純集計（データ形式：Excel）

イ クロス集計（データ形式：Excel）

ウ データベース（データ形式：Excel）

エ 報告書（各章毎、全体版）（データ形式：Excel、Word、PDF）

データ内容等の詳細については、別途指示する。

(6) 回収済み「調査票」及び抽出名簿等の廃棄業務について

受託者は、回収済み「調査票」及び抽出名簿等は上記3(5)における成果品の引き渡し後に北海道立ち会いの下で廃棄処分し、速やかに「廃棄業務完了報告書」(別紙2)及び「廃棄処理証明書」を北海道に提出すること。

4 その他

(1) 受託者は、契約締結後に北海道と打合せを行い、速やかに「業務処理計画書」を提出すること。

なお、「業務処理計画書」を変更する場合は、予め北海道と協議すること。

(2) 住民基本台帳閲覧に要する経費、調査票及びお礼状兼督促状の発送費、調査票の回収費は受託者の負担とする。

(3) 受託者は、業務により知り得た個人情報の取り扱いについて、「個人情報取扱特記事項」(別紙3)を遵守すること。

(4) 受託者は、調査を進めるに当たって不明な点が生じたときは、北海道と協議を行い、調査の円滑かつ適切な実施に努めること。

(5) 北海道は、受託者に対し、必要に応じて調査状況等についての報告を求めることができるものとする。